

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【長野県】に係る関係市町村からの意見概要

市町村名	意見番号	項目	意見内容
飯田市	1	事業計画 (その他)	・JR飯田線は必要不可欠な地域の交通手段であることから、県内各地へのアクセスを改善させ、利便性を向上させるためにも、JR飯田線への乗換駅の設置に向けて地元関係機関とともに取り組まれない。
	2	事業計画 (その他)	・鉄道施設の計画等については、都市計画に大きな影響を及ぼすため、協議スケジュールを早期に示し、工事計画作成段階において、地元関係機関と綿密に協議すること。
	3 24 26	事業計画 人と自然との触れ合い 活動の場 廃棄物等 (工事車両の運行)	・工事車両の運行により渋滞等が発生し、騒音・振動・粉塵の発生など市民生活に大きな影響を及ぼし、交通安全上の問題も想定されたため、工事車両の通行計画の全体像を早急に提示し、関係機関と十分に協議すること。 ・現状において渋滞が発生している道路区間については、道路改良や工事用道路の設置など適切に対応するとともに、高架橋工事においては建設用地内に工事用道路の設置も検討すること。また、建設発生土の運搬が広範囲にわたる場合は高速道路などの自動車専用道路を積極的に利用すること。 ・工事用車両の通行に必要な道路等の現状変更にかかる費用は、事業者において負担されたい。
	4	事業計画	・非常口設置予定地付近には学校施設等があり、排気ガスや粉塵等の環境影響があるため、事業者が実施する計画については、内容及びスケジュールを早期に示し、地元関係機関と事前に綿密な協議をすること。
	5	事業計画 (その他)	・地域住民の不安や心配が払拭され、事業推進に理解が得られるよう、工事説明会等は可能な限り地元地域の要請に応える形で開催すること。
	6	事業計画 (その他)	・地元から要望が出ている高架下の利用については、地域の状況を鑑み、地域コミュニティ維持のための活用であれば無償貸付にするなど、十分な協議と配慮をすること。
	7 8 9, 11 13, 14 17 25	環境保全一般 大気質 騒音、振動 水の濁り、水の汚れ 水資源 廃棄物等	・環境保全措置の実施に当たっては、具体的な方法や実測データを明らかにするなど、地元住民に対して十分な説明をするとともに、測定の際には地元関係機関等の立ち合いをお願いしたい。 ・予測が環境基準を下回る場合であっても、可能な限り現状との変化を少なくするよう、地元関係機関と綿密な協議の上、影響の低減に努めること。
	10	騒音	・鉄道施設の土地利用対策を都市計画法に基づき実施する場合は、必要性等の説明が求められるため、具体的な計画を明示すること。 ・環境保全措置により騒音の低減が図られない場合には、沿線の土地利用対策において事業用地にするなど事業者において措置を講じること。
	12	低周波音	・換気設備による低周波音の周辺地域の影響が懸念されることから、事後調査を行ない、結果について公表されたい。
	15	地下水	・天竜川から玉竜寺川付近までは、深成岩の上に洪積層の堆積があり、トンネルが通過することを踏まえると、今回示された地下水の予測検討範囲を超えて周辺へ影響を及ぼす可能性があるため、工事進捗にあたり、周辺調査を十分に実施して状況に応じた対応をすること。
	16	水資源	・個人井戸においても、工事前の調査を十分に実施し、枯渇や水質の変化など問題が生じた場合は、万全の対策と装置を講じること。
	18	水資源	・松川橋梁付近の工事により発生する濁水、排水は、浄水場の取水位置より下流に放流するなど、飲料水の原水に影響が生じないように必要な対策を講じること。
	19	日照障害	・当地域は家庭用の太陽光発電が多く、日照障害による太陽光発電量減少分への補償方針の見直しをすること。 ・高架橋、駅舎建設に伴い発生する日陰による雪害に対する具体的な対応策を提示すること。
	20	日照障害	・工作物による日照障害又は照明等の光害による農作物への影響が懸念されるため、生産農家の希望があった場合は対処すること。
	21	磁界	・磁界等による生態系への影響については、事後調査を行い、結果を公表すること。
	22	動物	・「同質の生息環境が広く分布しているため生息環境は保全される」と評価した動物でも、工事による水脈の変化等で広範囲にわたり生息環境が失われる可能性があるため、周辺の生息環境の変化を注視し、影響が認められた場合は事後調査を行うこと。
	23	人と自然との触れ合い 活動の場	・風越公園の自然の風景などの趣等を損ねないように、事業者が実施する計画については、内容及びスケジュールを早期に示し、地元関係機関と事前に綿密な協議をすること。

市町村名	意見番号	項目	意見内容
中川村	1	環境保全一般	・県道松川インター大鹿線の渡場地籍において、騒音・粉塵・振動・排気ガスなどについて工事前から継続的にモニタリングし、リアルタイムで公表すること。
		環境保全一般	・騒音・粉塵・振動・排気ガスなどの規制基準を住民と協議して定め、基準値を上回った場合は工事関係車両の通行を中止し、対策を講じること。
		その他	・渡場交差点から北の県道伊那生田飯田線は、原則使用しないこと。
2	動物	・ブッポウソウ等の希少動物の生息状況について、継続的にモニタリングなどを実施しながら、生息環境が悪化しないように対策を講じること。	
松川町	1	事業計画 (工事車両の運行)	・建設発生土の運搬及び使用道路については、早い段階で地元関係機関、地域住民に説明を行い、住民の意見を反映した生活環境への対応をお願いしたい。
	2	環境保全一般	・工事車両の使用道路については、継続して騒音、振動、粉塵等必要な測定調査を行い、結果について説明及び公表を行うこと。 ・調査結果が国の環境基準値内であっても、住民生活への影響に対する配慮と対策に努めること。
	3	環境保全一般	・環境調査結果の公表方法については、インターネットを利用できない高齢者等に配慮願いたい。
	4	廃棄物等	・一般廃棄物の削減については、請負会社まかせとせず、発注者として対応を徹底するとともに、分別などの対応については事前に自治体と協議を行うこと。
高森町	1	事業計画 (工事車両の運行)	・南信州フルーツラインは地域の生活道路や通学路として利用されるため、工事車両が運行する場合は、騒音の防止はもとより、渋滞の緩和、歩行者や地元車両の交通安全の確保のため適切な措置を講じること。
	2	景観	・天竜川とその兩岸の景観は、当町を含め多くの市町村にとっての大切な資産であり、この景観が、横過する構造物や車両保守基地等の施設建設によって大きく損なわれることがないように、構造や意匠などには特段の配慮をすること。
阿智村	1	事業計画 (工事車両の運行)	・発生土運搬にあたり、生活道路を利用しないルート選定を前提とし、生活道路を利用する場合には、関係市町村及び地元とあらかじめ協議を行った後、地域住民の生活に支障のない発生土運搬計画を策定すること。特に、阿智村清内路地区内、村道1-20号線は重要な生活道路のため、住民生活に影響の出ない工所用道路をつくること。 ・昼神温泉郷を通る国道256号線を発生土運搬車両が通過することは、当村のみならず南信州地域・長野県観光への影響が計り知れないため、工所用道路をつくり、村外からの発生土の搬入、運搬車両の通過がなされないよう要望する。
喬木村	1	事業計画 (その他)	・緩衝帯は4mとしているが、高架橋などの構造物からの落雪、落氷、落下物について対応を明示すること。
	2	事業計画 (工事車両の運行)	・工事車両の想定ルートに変更が生じた際は、改めて環境影響評価を行い、保全措置を講じること。
	3	大気質 騒音 振動	・大気質、騒音、振動について、定期的な測定と公表を行うこと。
	6		・測定結果が環境基準の範囲内であっても、現状の環境を鑑みて更なる保全措置を講じること。
	5	騒音	・竜東一貫道路は、現状以上の騒音レベルの予想がされているにもかかわらず、既に基準を超えていることを理由に寄与は小さいとしているが、住民への影響は大きいので更なる保全措置を講じること。
	7	振動	・工事車両等の振動による既存家屋の損傷が発生した場合の保全措置を示すこと。
	8	低周波音	・列車の車輪走行時における低周波音の環境影響評価を実施し保全措置を行うとともに、事後調査を行い、結果を公表すること。
	9	水質	・工事排水については、事前に十分な容量の沈砂池・浄化槽などを設置し、現状の水質を維持すること。
	10 12	地下水 水資源	・工事着手前から供用開始まで、水位、水量及び水質について継続的に調査して結果を公表し、影響が出た場合は早急な応急対策及び恒久対策を実施すること。
	11	水資源	・当村における個人井戸は予測検討範囲に存在しないとされているが、その周辺には多数存在しているため、山梨実験線の例も鑑み、予測範囲を拡大して評価し、保全措置を講じること。

市町村名	意見番号	項目	意見内容
喬木村	13	事業計画 (自然災害への対応) 水資源	・工事排水を近傍の壬生沢川等に排水する場合は、防災に配慮した具体的な保全措置を河川管理者等と事前に協議し、確実に実施すること。また、鉄道施設からの雨水については、天竜川に直接放流する構造とすること。
	14	日照阻害	・日照阻害と騒音の保全措置が矛盾する区間が出る可能性があるため、透明フードの設置等更なる保全措置をとること。 ・日照阻害による太陽光発電への影響についても補償の対象とすること。また、高架橋・橋梁により永久的に影響を受け続ける沿線住民に対して、十分な補償を行うこと。
	15	電波障害	・テレビのみでなく、生活環境に不可欠なラジオや携帯電話の電波障害についても、評価の対象とすること。
	16	景観	・農村風景豊かな当村にとっては、景観への影響が大きいと認められるため、フードの透明化や意匠を加えるなど更なる保全措置を講じること。
	17	事業計画 人と自然との触れ合い 活動の場 (工事車両の運行)	・工事車両が生活道路を利用する場合は、交通量の多い時間帯を避け、十分な安全対策を講じるなど、関係市町村等と事前に協議を行い、地域住民の生活に支障のない工事計画を策定すること。 ・着工前に道路状況の確認を行い、工事車両の通行による道路の劣化損傷が予想される場合が事前に補強するとともに、劣化損傷が認められた場合には確実に修繕すること。
	18	事業計画 (環境保全協定)	・着工に当たっては、各種関係法令に則るとともに、水枯れ対策、工事用車両運行計画等、地元と事前に環境保全等協定を結ぶこと。
	19	その他	・用地買収に際しては、住民の心情等を十分に付度し誠意と責任を持って懇切丁寧な交渉を行うこと。
	20	その他	・工事着工に伴う地元説明会については、事前に回数や場所を協議し、十分な回数を確保して合意が得られるよう、丁寧に誠意ある説明対応を行うこと。
豊丘村	1 2 4	大気質 騒音 振動	・工事期間中の工事区域及び工事車両運行路において、大気質、騒音、振動が環境基準値内となるように対策を講じ、定期的な測定及び結果の公表を行うこと。
	3 5	騒音 振動	・列車走行時における騒音、振動の発生を環境基準値内となるように対策を講じ、定期的な測定及び結果の公表を行うこと。
	6	微気圧波	・トンネル出入口及び非常口に設置する緩衝工により、景観・眺望の変化、日照阻害及び電波障害が発生しないよう対策を講じること。
	7	水質	・工事により発生する濁水及び水の汚れに対しては、処理方法を確立し、工事計画の中で具体化し、地元への説明を実施すること。
	8 9	地下水 水資源	・工事着手前に地元への説明を行い、工事中に水位、流量観測及び水質調査を継続的に実施し、減水等の兆候が見られた場合は早急に応急対策を行うこと。工事終了後であっても観測及び調査を継続し、必要に応じて恒久対策を行うこと。
	10	水資源	・蛇川底部のトンネル掘削にあたっては、河川流量を低下をさせない適切な工法により工事を施工すること。
	11	土地の安定性	・トンネル坑口となる神稲小園地区は、土砂災害特別警戒区域指定地(急傾斜地)であるため、十分な測量調査と万全な工事を実施すること。
	12	土壌汚染	・トンネル工事における発生土については、定期的な検査を実施し、汚染された土壌を排出しないようにすること。
	13	日照阻害	・変電施設、橋梁部分の構造物の設計の際には、日照阻害が発生しないようにすること。
	14	人と自然との触れ合い 活動の場 (工事車両の運行)	・発生土運搬にあつては、生活道路を利用しないルート選定を前提とし、生活道路を利用する場合には、関係市町村等と事前に協議を行い、地域住民の生活に支障のない計画を策定すること。
	15	廃棄物等	・発生土処分地は関係者の合意を得た後に決定し、処分に係るすべての費用は事業者において負担すること。 ・また、埋立終了後は、事後調査により水質や土質検査を継続的に実施し、測定結果を公表すること。

市町村名	意見番号	項目	意見内容
大鹿村	1	大気質	・工事現場及び工事車両の運行に伴う予測は環境基準を下回っているが、工事車両の増加により二酸化窒素の寄与率が高く、現状の環境と住民生活に与える影響が非常に大きいと、大気質、騒音、振動については定期的な測定と結果の公表を行うこと。
	2	大気質 (工事車両の運行)	・下市場地区等では工事車両の通行により大気質、騒音、振動の環境影響が重なり、住民生活への影響が大きいと環境保全措置の提示を求めたが、事業者見解では環境影響の認識と保全措置の取組が不足している。事業者として代替ルートを検討など具体的な方針を示し、国・県・村と早急に協議すること。
	3	騒音 振動	・非常口工事現場での騒音・振動の予測値は規制基準を下回っているが、本村の静かな環境では環境と住民生活に及ぼす影響が大きいと、事業者見解に基づく適切な環境保全措置の実施により、さらに影響の低減を進め、住民生活に十分配慮すること。
	4	騒音	・村の静穏な生活環境では、長期の大規模工事が生活環境に及ぼす影響は重大であり、村内の狭隘な道路状況を十分考慮し、工事車両の40km以下の走行速度と適切な保全措置を講じ、65dB以下の騒音基準の厳守と振動レベルを低下すること。
	5	振動 (工事車両の運行)	
	6	騒音 振動	・小渋川橋梁は橋長約200m、地上高約60mの橋であるため、騒音・景観・土地の安定性の喪失などの観点から、フォトモンタージュ法による評価と、防音防災フードの必要性を指摘しているため、事業者として具体的な検証、評価を行った結果を示すこと。
	7	水の濁り 水の汚れ 水底の底質	・工事中の非常口工事現場における水質測定は事業者見解に基づき適切に対応するとともに、工事排水の水質測定結果については全て公表すること。
	8	地下水 水資源	・中央構造線の東側は破砕帯のため、村内トンネル工事のほとんどで地下水位低下の影響が懸念されるため、トンネル内への湧水量を低減させるための補助工法は土被りが小さい区間に限定しないよう適切に対応すること。 ・なお、小河内沢川の減水率52%の予測は異常であり受け入れられないため、土被りが小さい小河内沢川及び青木川の減水率を10～20%以内にすること。
	9	地下水 水資源	・本村は破砕帯地質のため、予測検討範囲内全箇所の水資源の事後調査を要望している。事業者による調査地点等の検討では、専門家の参加により関係者が納得できる体制で協議し、所有者立会いの下で実施して結果を公表すること。 ・なお、予測検討範囲外や事後調査対象外となる水資源での調査要望が想定されるため、県においては関係者が単独で実施するためのマニュアルの作成、助言を要望する。
	10	地下水 水資源	・トンネル工事等により、地下水及び水資源が減少又は枯渇した場合は、事業者見解に基づく応急対策、恒久対策等を適切に実施すること。
	11	地形・地質	・本村のリニア路線計画では、土被りが少ない河川の異常減水や深層崩壊危険箇所への橋梁設置を前提とする事後対策が提案されているが、環境影響の回避と防災上避けるべき課題であると認識しており、南アルプスの土被りを1,400m以上とすることが技術上可能であれば、県から路線縦断計画の変更を提言されたい。
	12	土地の安定性	・上蔵地区の工事用道路は地形的に設置困難であるため、代替案として残土運搬車両のトンネル先進坑を利用した通行が想定される。先進坑貫通までの期間に釜沢非常口で発生する発生土については、仮置き場の確保が必要であり、保安林及び河川保全区域等の利用が想定されるため、住民生活への影響の低減のため、関係機関が共同して検討するよう要望する。
	13	地盤沈下	・土被りが小さく中央構造線等により地質が脆弱な釜沢地区・上青木地区において、地すべりや落石を誘発しないよう、先行支保等適切な構造及び工法を採用する等の環境保全措置の実施など、事業者見解に基づき適切に対応すること。
	14	土壌汚染	・非常口工事現場及び土砂仮置場として想定される地域は、本村の最上流部で生活に不可欠な水資源に直接影響する場所であることから、土壌汚染を回避するため、発生土に含まれる自然由来の重金属等の調査を定期的実施するなど、事業者見解に基づき適切に対応すること。
	15	動物 植物 生態系	・猛禽類等の希少な生態系を維持するため、地域に精通した専門家の助言等を踏まえ事後調査を実施するなど、事業者見解に基づき適切に対応すること。
	16	動物 植物 生態系	・小河内沢川及び南アルプスを通過するトンネル上部の沢の減水が生態系に及ぼす影響を懸念しており、この地域における河川流量、生態系、動植物の事後調査について、地元専門家等の助言により実施すること。
	17	景観	・小渋川沿いの変電施設については、上蔵集落周辺の景観への影響を踏まえて村と協議を行い、敷地面積の最小化と送電設備のトンネル内配線を計画すること。
	18	景観	・送電施設の建設について、地元自治体等の意見を電力会社に伝えるなどできる範囲で関わっていくとの事業者見解に基づき、適切に対応すること。
	19	景観	・村の景観や歴史、文化への工事による影響について、南アルプスの景観及び自然環境の重要性に鑑み、検討を行う中で配慮し、ユネスコエコパーク構想や日本で最も美しい村連合については、関係者との情報交換に努め、できる限り整合性を図った工事計画とするとの事業者見解に基づき、適切に対応すること。

市町村名	意見番号	項目	意見内容
大鹿村	20	廃棄物等 (工事車両の運行)	・松川インター大鹿線に大量の発生土運搬車両が通行すれば、渋滞の発生等で住民や観光客等に重大な影響が予想されるため、二車線とする大幅な改良が必要であり、国道152号及び県道赤石岳公園線も同様である。事業者負担による道路改良を原則として、住民生活への影響を最小限に抑えるための対応を行うこと。
	21	その他 (工事車両の運行)	・準備書に記載されなかった工事車両通行による住民生活や観光等産業への影響対策について、関係機関と具体的な協議を行い、事業説明会において地域住民の理解を得よう丁寧な説明を行うこと。
	22	その他	・工事作業員の増加による治安対策や交通安全対策等の徹底、地域経済への貢献や地域との交流促進等について、今後、計画を具体化し、請負業者を適切に指導、監督するとの事業者見解に基づき、適切に対応すること。
南木曾町	1	全般 (環境保全協定)	・JR東海には南木曾町と「環境保全に関する協定書」あるいは「覚書」を交わすよう強く求めるが、個別の協定に応じない場合には、県が市町村を代表してJR東海と協定書を交わすよう要望する。協定内容には①誠実に説明責任を果たすこと②地域の理解を得て事業を進め、理解が得られない場合は事業を一時休止すること③保全対策の確実な実施と定期報告④工事前・工事中・工事後の調査データの公表⑤補償方法・補償対象の明確化、などが想定される。 ・また、地域住民との対話を重視し、工事に着手する際には、具体的な内容の説明会を各地区で実施すること。
	2	大気質 騒音 振動 (工事車両の運行)	・非常口2か所の位置が近接しており、1か所の場合と単純に比較すると、地域生活への支障は2倍程度になると予測されることから、町としても非常口2か所の設置は受け入れられないと判断している。国道256号は主要幹線であり生活道路でもあるため、道路改修しても大量の工事車両の通過は極めて困難である。 ・どちらの非常口を使用する場合でも、地域の生活を考慮し、非常口から国道256号までの作業用道路については、JR東海が必要な整備を行うこと。また、国道256号(梨の木沢橋から漆畑地籍)の道路改良工事に影響することがないように配慮し、併せて、工事着工後、工事後の交通量の変化について調査すること。 ・町が企業誘致を支援しているバイオマス発電所の建設計画が具体化し、現在、環境影響評価が行われているので、環境調査・予測について相互に調整し、環境評価を再検討すること。尾越地籍の非常口においては、バイオマス発電の資材運搬路となる道路を使用しないよう計画すること。
	3	大気質 騒音 振動 (工事車両の運行)	・準備書では、観光シーズン中の交通量についての調査、観光客の自動車・観光バス等への対応策が見当たらないが、非常口を1か所に見直し、工事用車両の通過予測である最大690台/日を削減しない限り、住民生活と産業活動に対する影響は避けられない。 ・妻籠宿の保存と観光の継承のため、重要伝統的建造物群妻籠宿保存地区の条例を遵守するとともに、環境影響評価書においては、妻籠宿保存地区への対応及び観光客等への安全対策など適切な対応について記載すること。 ・国道256号沿いは、妻籠宿をはじめ多くの施設が集中する産業振興地域であることから、観光業や伝統工芸などを営む者に損害を与えた場合の補償について、協定書または覚書を結ぶこと。
	4	大気質 騒音 振動	・国道256号は介護保険施設「宅老所喜楽庵」への唯一の道路であり迂回路はないため、直接的に工事用車両の通行による影響を受ける。現地調査を再度実施し、適切な評価を行い、十分に対応すること。 ・また、蘭保育園への影響及び南木曾小学校・中学校の通学に対する影響が懸念されるため、適切な対応をすること。
	5	水質 土壌汚染	・トンネル工事に伴う排水については、定期的には水質調査を行い、事前調査のデータと工事中、工事後のデータを公表するとともに、町に提供し説明すること。また、定期的に環境保全の状況を報告し、町職員の現地確認に応じること。 ・有害な重金属について、放射性物質など未知の鉱床の存在も懸念されるため、トンネル掘削土について定期的に検査を行い、そのデータを広く公表するとともに、町に提供し説明すること。仮にそうした物質が確認された場合には、環境を保全する適切な対応と詳細な説明を行うこと。 ・水環境について現時点で把握しているデータ(観測地点・項目・期間等)を公表すること。また、工事前・工事中・工事後に実施する調査については、観測地点・項目・期間・方法等の計画を明らかにして、早急に地元自治体と協議すること。
	6	水資源	・妻籠水道水源保全地区の豊かな水は、飲料水、農業用水、水産業用水として地域を支えるとともに、妻籠宿保存地区の景観に欠かすことのできない資源であるため、地域では水枯れや減水を強く懸念している。ボーリング調査を行った跡を利用した調査で水が自噴したとの報告も聞いているので、その詳細説明とデータの公表を行うこと。
	7	水資源	・工事着手前、工事中、工事完了後の調査結果を公表するとともに、調査結果を町に説明し、町が調査への立会いを希望した場合には認めること。 ・また、清内路峠断層、馬籠峠断層、阿寺断層の破碎帯が存在し、活断層のズレや大規模地震が予想されるため、それらを十分考慮した対策を講じること。 ・工事後の調査については永久的に行う必要があり、仮に水枯れ、水質汚濁等が生じた場合には、早急な対策を講じること。 ・永久的な調査を行うこと、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。

市町村名	意見番号	項目	意見内容
南木曾町	8	人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・富貴畑温泉・蘭温泉・南木曾温泉の水源への影響が懸念されるため、影響を生じないとする資料を具体的に示し、町及び温泉管理者への説明を行うこと。100%影響がないと証明できない場合は、工事着手前・工事中・工事完了後に温泉の水質、水量等の調査を行い、データを公表すること。 ・仮に温泉水が濁水・減水する等の事態が生じた場合には、早急な対策を講じるとともに、営業補償等について環境影響評価書に明記し、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。
	9	廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・南木曾町の地形は、急峻であり地質は風化の進んだ脆弱な花崗岩地帯であり、過去に幾多の大災害を経験しており、大量の工事発生土の仮置場及び最終処分場の受け入れについては、災害を誘発する恐れがあることから困難である。 ・そうした点を念頭に事業を進め、発生土処理の様々な課題について、地元住民や自治体等の理解が得られない限り事業に着手しないこと。 ・発生土を町外へ持ち出すことが予想されることから、非常口は1箇所として発生土量を削減するとともに、運搬中の土砂が飛散することのないよう覆いを完全に実施すること。
	10	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・夏虫地積の非常口（Y）の計画箇所は、ゲンジボタルの生息地のほぼ中央に位置しており、影響が及ばないという事業者の見解には疑義があるため、非常口をこの夏虫地籍とする場合には、ゲンジボタルの保護対策を実施すること。
	11	景観 人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・妻籠宿の町並み、在郷の集落、男埴川の清流、男滝女滝の水飛沫、木曾松の美林、それらを貫く中山道が織りなす景観は、そこに生活する人々が守り育ててきた美しい景観であるため、景観を保全するための対策について、評価書に記載し実施するとともに、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。 ・男埴川は長野県が管理する1級河川であるため、河川の通年流量について県による調査をお願いしたい。
	12	大気質 騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後の非常口に起因する、換気、排水、リニア走行時の微気圧波等による騒音・振動などが懸念されるため、その対策について環境影響評価書に明記し、実施すること。 ・南木曾町の閑静な生活環境を保全するため、単に国の環境基準を満たせば良いのではなく、現状の環境を保全するような対策を講じること。 ・工事終了後における作業用道路、工事施工ヤード、非常口の用途が不明確であることから、その利用方法と管理の方法を明らかにすること。
南信州 広域連合	1	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国新幹線鉄道整備法は「地域の振興に資する」ことを法の目的の一つに掲げており、それを実効あるものとするために必要となる、長野県駅への列車停車本数の確保に向けた取組みを行われたい。
	2	水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・水質測定結果は地元自治体等へ、全て滞滞なく伝達し、河川流量、井戸水位観測、水質調査等を行う箇所は、予測検討範囲外にも設けること。
	3	全般 (工事車両の運行)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の日常生活や地域の経済活動あるいは観光客の入り込みなどに極力影響を及ぼさないよう、必要な道路の改修や新設に積極的に取り組むこと。 ・県においても、主要地方道松川インター大鹿線等の必要な国県道の整備改修を更に進められたい。
	4	全般 (環境保全措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の実行可能な範囲内でできる限り環境影響の回避又は低減を図る」とあるが、「できる限り」や「低減」の内容や程度が曖昧なため、環境影響の回避が事業者の実行可能範囲内で担保されるよう、更に検討すること。
	5	文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市及び喬木村の建設用地内にある文化財に対する保全措置を適切に実施するとともに、他町村の工事ヤードや事業用道路等についても、文化財の有無を的確に調査し、必要な環境保全措置を講じること。
	6	廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル掘削土の処理について、その全課程に事業者が主体的に関わり、その責任を全うすること。
	7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用地買収は、現場においては長野県が中心になって行われると思うが、地権者の思いを充分斟酌し、事業者との調整を行われたい。
	8	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・送電線等の整備について、「できる範囲」ではなく、事業者として積極的に関与すること。
	9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア線新駅及びアクセス方法の継続的な検討について、「地元のご意向と調整を図りながら、計画を具体化」という言葉が有名無実のものとならないよう、県から要望すること。また、飯田線とのアクセス確保については、今後の重要課題として事業者も一緒になって検討するよう切望する。
	10	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し、「如何に知らせるか」ではなく「如何に理解して貰うか」が大切なため、そうした視点で住民との対話を促進し、積極的に情報を公開すること。
	11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体等との連絡体制のあり方について、県も一緒に検討されたい。
	12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体に亘り、「事後の連絡」ではなく「事前に協議」がなされ、結果として工事が円滑に推進されるよう対応すること。